

### (3) イベントの開催制限について

#### 措置区域

特措法第24条第9項に基づく要請

##### ○ 感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）策定対象となるイベント

###### ア 対象

「参加予定人数が5,000人超」、かつ「大声なし」のイベント

※ 「大声」とは、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること。」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントとする。

###### イ 人数上限及び収容率

###### （ア）収容定員が設定されている場合

【人数上限】 20,000人まで 、 【収容率】 100%

###### （イ）収容定員が設定されていない場合

（地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど）

人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）を確保

※ イベントについては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用しない。

※ ただし、既に販売されたチケット等（参加者への招待や案内済みのものを含む。以下同じ。）については、キャンセル不要

###### ウ 安全計画に記載すべき事項

業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」等を踏まえ、次の項目について、具体的な感染防止対策を安全計画に記載すること。

- 〔 ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底、② 手洗、手指・施設消毒の徹底、③ 換気の徹底、  
④ 来場者間の密集回避、⑤ 飲食の制限、⑥ 出演者等の感染対策、⑦ 参加者の把握等 〕

**エ 安全計画の提出期限**

主催者等は、原則として、イベントの開催日の2週間前までに、県に提出すること。

**オ 結果報告書の提出**

主催者等は、イベント終了日から1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告すること。

**○ それ以外の（安全計画が策定されない）イベント**

主催者等は、県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者等のホームページ等で公表すること。

**ア 人数上限及び収容率**

**(ア) 収容定員が設定されている場合**

【人数上限】 5,000人

【収容率】 大声なし：収容定員の「100%」、大声あり：収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方まで

**(イ) 収容定員が設定されていない場合**

（地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど）

大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）を確保

大声あり：十分な人ととの間隔（できるだけ2m、最低1m以上）を確保

※ ただし、既に販売されたチケット等については、キャンセル不要

**イ 業種別ガイドライン等の遵守**

業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること。

**ウ チェックリストの保管**

主催者等は、自らが作成した「チェックリスト」をイベント終了日から1年間保管すること。